

アプリからの口座開設に係る特約

1. 概要

- (1) この特約は「信用金庫口座開設アプリ」（以下「口座開設アプリ」という）から開設した飯能信用金庫（以下、「当金庫」という）の普通預金口座に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は「普通預金規定」および「普通預金（決済用普通預金を含む）、総合口座取引、納税準備預金共通規定」の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては「普通預金規定」および「普通預金（決済用普通預金を含む）、総合口座取引、納税準備預金共通規定」が適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは「普通預金規定」および「普通預金（決済用普通預金を含む）、総合口座取引、納税準備預金共通規定」に従います。

2. 預金契約の成立

口座開設アプリから申込みにより開設された口座は、当金庫が所定の開設手続きを完了した時点で、当金庫とお客さまの間に預金契約が成立するものとします。

ただし、送付したキャッシュカードや本人確認の為の送付物等が当金庫に返送されてきた場合には、当金庫はお客さまに通知することなく、開設した口座を解約できるものとします。

3. この特約の変更等

この特約の各条項は、諸般に状況変化、その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

この変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上